

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

2022 年 12 月 26 日

株式会社 C E ホールディングス

1. 評価の方法

取締役全員に対し質問票を配布し、記名式で回答を得ました。その内容を集計し取締役会で意見交換を行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

2. 評価を実施した項目、及び評価結果の概要

(1) 取締役会の構成

取締役会の人数、構成（知識、経験など）、社外取締役の人数・割合・兼任状況・就任期間など、適切であると確認いたしました。ただし、取締役会の構成に関しては、ジェンダーや異なるバックグラウンドを有する人材といった多様性の確保について、適正規模と両立させる形で検討していくことを確認いたしました。

(2) 取締役会の運営

取締役会の開催頻度、提出される資料、審議時間、進行、自由に発言できる雰囲気、議案の範囲・分量など、適切であると確認いたしました。

(3) 取締役会の議題

取締役会の議題の選定、提案時期など、概ね適切であると確認いたしました。ただし、経営戦略や中期経営計画、人的資本への投資等自社のサステナビリティ、リスク管理とそのフォローといった事項については、継続的かつより活発に意見交換を行っていくことを確認いたしました。また、本年 7 月に指名・報酬諮問委員会（取締役会の決議により選定された委員 3 名以上で構成され、その過半数を監査等委員である独立社外取締役が占めております。）が設置され、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任が強化されたと評価しておりますが、最高経営責任者の後継者計画の策定・運用、最高経営責任者や経営陣幹部の選任・解任手続については、取締役会及び指名・報酬諮問委員会において今後十分な議論を重ね、取り組んでいくことを確認いたしました。

(4) 取締役会を支える体制

取締役（監査等委員を含む）への情報提供、内部監査部門との連携、外部専門家の助言を得る機会など、適切であると確認いたしました。

以上のとおり、一部については、取締役会の実効性の更なる充実を図るため、改善すべきところはあるものの、取締役会が経営上重要な決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性は、概ね確保されていると分析・評価いたしました。

3. 今後の対応

上記分析・評価から得られた課題に取り組み、取締役会の実効性の更なる向上を図り、コーポレートガバナンスの充実や、適切なリスクの範囲内での積極的な新規事業、業務提携、M&Aに取り組んでまいります。

また、この取締役会実効性評価については、来年以降も年 1 回の分析・評価として継続してまいります。

以上